

## 職長等安全衛生教育開催のご案内

労働安全衛生法第60条により、事業者は労働者を直接指導又は監督する者に対して、法に定められた内容の安全衛生教育を行わなければならないことになっております(「職長教育」という)。

また、令和5年4月1日から対象業種が拡大され、食品製造業等も職長等に対する安全衛生教育が義務化されています。つきましては、事業者に代わり当協会にて下記のとおり実施いたしますので、該当者の受講をお勧めいたします。

講習会場 日時	9月24日(火) 9月25日(水)	学科	8:00~16:05 8:00~15:55	一般社団法人太田労働基準協会 2階 講習室
募集人数	80名	定員になり次第、または9月11日(水)17時に締め切ります。		
受講料金	会員事業場 12,100円 【内訳】 講習料 ¥11,000 + 消費税 ¥1,100 + テキスト代 (無料)			
	非会員事業場 12,980円 【内訳】 講習料 ¥11,000 + 消費税 ¥1,100 + テキスト代 ¥800 + 消費税 ¥80 ※会員事業場とは、群馬県内のいずれかの労働基準協会に加入している事業場のことです。			
対象業種	①建設業(注1) ②製造業(注2) ③電気業 ④ガス業 ⑤自動車整備業 ⑥機械修理業 注1) 本講習は、建設業で必要となる労働安全衛生法第16条の「安全衛生責任者」に対する教育ではありません。建設業の事業場については、建防災などで実施している「職長・安全衛生責任者教育」の受講をお勧めいたします。 注2) 製造業のうち、対象外となる業種があります。また、令和5年4月1日より対象業種が拡大されています。 詳しくは行政通達 令和4年2月24日基発0224第1号をご確認ください。			
申込先 (お問合せ先)	一般社団法人 太田労働基準協会 〒373-0817 TEL 0276-46-5774 群馬県太田市飯塚町87-1 FAX 0276-46-1544			
申込方法	①受講人数を電話等で協会に連絡し、仮予約をお取りください。 ②申込書に必要事項を記入し、講習日の1週間前までに協会に郵送又はご持参ください。 郵送される場合(現金書留含む)は、返信用封筒(84円切手貼付)を同封してください。 受講券・案内図等をお送りさせていただきます。 ※講習日の1週間前までの申込取消は、受講料の返金(振込の場合は手数料控除)をいたします。			
支払方法	受講料金を下記のいずれかの方法により、講習の1週間前までにお支払いください。 ・協会に持参 受講料と申込書を当協会までご持参ください。 ・現金書留 受講料と申込書と返信用封筒(84円切手貼付)を同封の上、ご郵送ください。 ・銀行振込 申込書を協会に郵送又は持参し、受講料は下記口座に振込してください。 【振込先】 群馬銀行 太田支店 普通預金 No.2143059 一般社団法人 太田労働基準協会 シヤ)材知ウト ウキジ ユンキョウカイ ※振込手数料は、お申込者様にてご負担ください。			
学科講習 駐車場に ついて	平日に開催される学科の講習は、太田交通安全協会と駐車場を共有する関係上、講習の本申込の受付順に太田労働基準協会前の駐車場と『BUSターミナルおた駐車場』を利用する方に分けさせて頂いております。 (BUSターミナルおた駐車場は、協会まで徒歩5分です。太田市飯塚町169) 駐車料金は、駐車券を確認させて頂いた後、協会にて負担致しますので、必ず駐車券をお持ちください。 ※『BUSターミナルおた駐車場』を指定された受講生には、受講券の左上隅に「駐車場が スターミナル」の印が押されています。			
その他	○遅刻は認められませんので、ご注意ください。 ○外国籍の方が受講される場合は、当協会に受講資格等を詳しくお尋ねください。受講できる場合は、別紙、会社の就労証明書と外国人語学力自己申告書と在留カードの写しをご提出ください。 ○令和5年10月からのインボイス制度の導入により、受講料を銀行振込で納入された場合、すべての事業場(個人含む)に領収証をお渡しいたします(領収証の必要の有無にかかわらず)。講習日の初日に受講生にお渡しいたしますが、複数の受講生がいる場合は、受講番号の最も早い方にお渡しいたします。 講習日より前に請求書が必要な事業場は、ホームページのお問い合わせのフォームより、講習名と請求書希望の旨をメールでお送りください。後日、お送りいただいたメールアドレスにPDFファイルの請求書を送信いたします。 詳しくはホームページをご確認ください。 ○本講習の会場は土足禁止のため、備え付けのスリッパに履き替えていただいております。ご自身のスリッパをご持参されても構いません。			

